

水俣市公告第25号

高次医療機関とのオンライン・リアルタイム連携システム導入支援業務についてプロポーザルによる手続きを開始するので次のとおり公告する。

令和5年9月13日

水俣市長 高岡利治

1 業務概要

(1) 業務名

高次医療機関とのオンライン・リアルタイム連携システム導入支援業務

(2) 業務概要

地域の急性期医療を担う地域中核病院である国保水俣市立総合医療センターにおいて大学病院等の高次医療機関とオンラインでリアルタイムに連携し、治療方針相談や連携診療を行い、質の高い医療、手術等を提供できるしくみづくりに向けたオンライン・リアルタイム連携システムの導入支援業務。

業務目的及び詳細については別紙仕様書のとおり。

(3) 業務期間

令和5年10月中旬（予定）から令和6年2月29日まで

(4) 見積限度額

金1,870,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 企画提案書等の提出時点において、国又は地方公共団体、その他の公共機関から指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状況及び経営規模において、本業務の遂行に支障がない団体であること。

(4) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託業務を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。

(5) 公告の日から過去3年間に、地方公共団体若しくは医療機関等を相手方として当該業務と類似する契約実績を有し、かつ、誠実に履行したものであること。

3 手続き等について

(1) 担当部局

① 契約事務に関すること（書類等提出先）

水俣市産業建設部経済振興課

〒867-0068 熊本県水俣市浜松町5番98号 水俣市企業支援センター

TEL：0966-62-0639 FAX：0966-68-9041

② 業務内容に関すること

国保水俣市立総合医療センター 事務部総務課経営・情報企画室

〒867-0041 熊本県水俣市天神町1丁目2番1号

TEL : 0966 - 63 - 2101 (内線 584) FAX : 0966 - 63 - 1393

(2) 募集要項等の掲載・配布

期間：令和5年9月13日から令和5年10月4日まで

掲載場所：水俣市及び国保水俣市立総合医療センターホームページ

配布場所：水俣市企業支援センター及び国保水俣市立総合医療センター総務課（東館5階）※いずれも平日9時から17時まで

(3) 募集要項に関する質問の受付

受付期間：令和5年9月20日（水）17時まで

提出方法：質問票（様式第1号）をメールで提出

提出先アドレス：keizai@city.minamata.lg.jp

質問に対する回答：質問があった場合、令和5年9月27日（水）17時までに水俣市及び国保水俣市立総合医療センターホームページに掲載する。

留意事項：公告内容等に関する質問について、電話や窓口での質問は受け付けない。

なお、上記質問票送信後、確認のため電話により担当窓口①へ連絡すること。

(4) 参加表明書の提出

提出期限：令和5年10月4日（水）17時まで

提出方法：参加表明書（様式第2号）を持参又は郵送で提出（当日必着）

提出場所：水俣市産業建設部経済振興課 水俣市企業支援センター

提出部数：1部

(5) 企画提案書の提出

提出期限：令和5年10月11日（水）17時まで

提出方法：次の資料を郵送又は持参で提出（当日必着）

① 企画提案書等提出届（様式第3号）

② 企画提案書（任意様式 A4版）

③ 業務実施体制調書（様式第4号）

④ 見積書（任意様式）

⑤ 業務スケジュール、会社概要及び業務実績（任意様式）

留意事項：資料の作成等においては、以下の点に留意すること。

① 企画提案書は、仕様書及び下記「4 プロポーザル評価基準」の趣旨に沿った内容とし、かつ具体的に作成すること。

② 見積書は、積算内訳（項目、数量、単価等）がわかるように記載すること。また、令和6年度以降にシステムを継続して利用する場合に発生する月額使用料等があれば、その金額及び積算内訳がわかる資料を作成し、見積書に添付すること（任意様式）。

- ③ 企画提案書と別に、プロポーザル審査委員会において提案しようとするシステムのデモンストレーション（5分以内）を行うこと。※事前の資料等提出は不要

提出場所：水俣市産業建設部経済振興課 水俣市企業支援センター

提出部数：8部（原本1部、副本7部）

4 プロポーザル評価基準

評価項目	評価・着眼点	配点
(1) 業務実績・人員体制について		
類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方自治体、医療機関及びその他企業等からの類似業務に係る実績が豊富か。 ・過去に実施した業務に関し、確実に履行されているか。 	10点
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を迅速かつ円滑に遂行するための管理責任者及びスタッフが適正に配置されており、かつ配置予定者が本業務の類似業務に関わる実績を有しているか。 	5点
(2) 企画内容・業務について		
企画内容、操作性・視認性等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨、目的を理解した内容になっているか。 ・想定する業務において効率的に対応できる操作性を有しているか。 ・想定する業務において目的を達成するための十分な視認性を有するシステムであるか。 	25点
工程	実現可能な工程及び作業内容が明確に示されているか。	10点
業務に関する見識	医療機関におけるニーズや今後の動向等を捉えているか。	20点
個人情報保護・情報セキュリティ	業務実施過程で収集した個人情報の適切な管理及び十分な情報セキュリティ対策が講じられているか。	20点
(3) 業務に対する費用について		
見積金額	計算方式：企画提案者中の最低見積金額／見積金額×10 ※見積金額は税抜で算定し、小数点以下切り捨て	10点
合計		100点

5 プロポーザルの審査及び選定

- (1) プロポーザルの審査は、提出された企画提案書等の内容について4に定める評価項目について審査し、各項目の配点にヒアリング結果とシステムデモンストレーションの内容を加味して、プロポーザル審査委員会の総意で本業務に最も適した者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合、審査委員会の定める基準点以上であれば契約候補者として選定し、基準点に満たなかった場合は、受注候補者を選定せず、選定方法を見直した上で再公募する。
- (2) プロポーザル審査会は以下の日時において、オンライン（ZOOM予定）で実施

する。接続 URL、留意事項及びその他詳細については別途企画提案者に通知する。

日時：令和5年10月18日（水）14時から

- (3) 審査結果については、プロポーザル提出者全員に通知する。
- (4) 本提案が採用された事をもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではなく、契約内容（金額・仕様・数量等）については市と協議の上、決定することとする。
- (5) この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は国又は地方公共団体、その他の公共機関から指名停止を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。
なお、その場合は、次点のものを候補者とする。

6 失格事項

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要項に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

7 その他

- (1) 提案書等の作成、提出等、本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等について、契約候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- (3) 提出された書類等は、一切返却しない。また、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがある。なお、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはない。
- (4) 提出された書類等については、水俣市情報公開条例（平成12年条例第39号）の規定に基づく開示請求があった場合、対象文書として開示することがある。
- (5) 業務実施体制調書に記載した担当者は、原則として変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に市の了解を得ること。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者とする。
- (6) 正当な理由なくプロポーザル審査委員会を欠席した場合は、失格とする。